

障害福祉関係ニュース 平成28年度11号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算344号
(平成28年12月9日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL: z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

1. 障害福祉制度・施策関連情報

- | | | |
|---|--|-------|
| 1 | 厚生労働省「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止対策検討チーム」の報告書が取りまとめられる
「社会保障審議会障害者部会（第82回）」が開催される | …P. 1 |
| 2 | ～平成30-32年度を期間とする「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の基本指針についての2回目の協議が行われる～ | …P. 4 |
| 3 | 全社協 平成27年度都道府県運営適正化委員会の実績報告について
～障害者分野の苦情が約半数を占める～ | …P. 6 |
| 4 | 平成28年度 スーパービジョン研修会
～組織としての対応力向上をめざすスーパービジョン～ 受講者募集のご案内 | …P. 7 |
| 5 | 平成29年度 社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集のご案内
～民間社会福祉事業職員課程・春期コース～ | …P. 8 |

1. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 厚生労働省「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止対策検討チーム」の報告書が取りまとめられる。

厚生労働省は12月8日に相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策の協議を進めることを目的とした「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」（座長：山本輝之成城大学法学部教授）における報告書を取りまとめました。

本ニュース341号でもお伝えしたとおり、9月に本検討チームでの「中間とりまとめ」が公表され、事件についての検証作業の結果と今後の課題について報告されました。

その後、本検討チームでは関係団体等からの意見聴取を実施するとともに、同様の事件を二度と繰り返さないためにいかなる新たな政策や制度が必要なのか、また、いかなる社会を新たに実現していくことが必要なのかという観点から計6回の議論が行われました。

今回の報告書では、事件に関する再発防止策についての提言を①共生社会の推進に向けた取組、②退院後の医療等の継続支援の実施のために必要な対応、③措置入院中の診療内

容の充実、④関係機関等協力の推進、⑤社会福祉施設等における対応、の5点に分けて取りまとめられています。

再発防止策のための具体的な提言

(一部抜粋)

①共生社会の推進に向けた取組

<事件の検証を通じて明らかになった課題>

- 中間とりまとめにおいては、今回のような事件が二度と起こらないようにするためにも、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会をつくることや、地域で生活する精神障害者の方々に、偏見や差別の目が向けられないようにする必要があることを課題として提示した。
- 中間とりまとめ後に本チームで行った関係団体からのヒアリングにおいては、次のようなことが重要との意見があった。
 - ・「容疑者の思い込みによる偏った価値観が、報道などにより拡大再生産され、多くの方が不安を強く抱き、今も感じている」ため、容疑者の間違った発言を徹底的に払拭すること
 - ・共生社会の実現を求める姿勢を明確に伝えていくこと
 - ・これまで進めてきた精神障害者の地域移行の流れを阻害し、精神障害者への偏見を助長しないようにすること
 - ・退院後の患者を地域で孤立無援にさせない、安心して生活できる仕組みをつくるために、地域住民と行政、福祉、医療などによる包括的なケアを機能させること

<再発防止策の方向性>

- 政府は、政府広報や「障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム」、「障害者週間」などのあらゆる機会を活用して、改めて、障害の有無に関わらない多様な生き方を前提にした共生社会の構築を目指す政府としての姿勢を明確に示し、本年4月に施行された障害者差別解消法の理念等を周知・啓発していくことが必要である。
- また、障害のある人もない人も、お互いの人権を尊重して支え合うことの重要性を、成長過程を通じて自然に身に着けていくことができるよう、学校教育をはじめとするあらゆる場における「心のバリアフリー」の取組を充実させるべきである。
- 現在、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき都道府県及び市町村が作成する障害福祉計画について、国が示す基本指針の見直しを行っている。今回の事件から得られた教訓を活かし、共生社会の考え方が障害福祉計画に反映されるようにするなど、同法に基づく障害者の地域移行や地域生活の支援をこれまで以上に進めていくべきである。

②退院後の医療等の継続支援の実施のために必要な対応

<略>

③措置入院中の診療内容の充実

<略>

④関係機関等協力の推進

<略>

⑤社会福祉施設等における対応

<事件の検証を通じて明らかになった課題>

- これまで社会福祉施設等は、地域と共生していく考えのもと、地域に開かれた存在であることを基本的な方針としてその運営を進めてきた。一方で、国や地方自治体からは、児童福祉施設等を除いて、社会福祉施設等における防犯に係る安全確保の対策を示してこなかった。
- 今回の事件を受け、中間とりまとめでは、社会福祉施設等の防犯に係る取組を進めていくために、国が、具体的な点検項目を示す必要があることを課題として提示した。
- また、今回の事件は、障害者の生活支援を行う施設の元職員が起こした由々しきものであった。社会福祉施設で働く職員が、障害者等に対する差別意識を持つことなく、利用者に寄り添いながら働くことができるよう、施設職員の人材育成、職場環境の確保を図っていく必要性が明らかになった。

<必要な再発防止策>

- 厚生労働省は、平成28年9月15日付けで、関係課長名による「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」を発出した。これにより、職員に対する防犯講習の実施等の「社会福祉施設等における防犯に係る日常の対応」、不審者情報がある場合の関係機関への連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制等の「緊急時の対応」に関する具体的な点検項目が示された。この通知では、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと安全確保との両立を図ることや、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意することにも言及している。
また、警察庁においても、同日、この通知を都道府県警察に周知し、社会福祉施設等から協力要請があった際の適切な対応を指示している。
- 「地域に開かれた施設である」というこれまでの方針を変えることがあってはならず、これからも、こうした基本的な方針と、安全確保がなされた施設であることの両立を図っていくことが必要である。また、防犯対策を講じていく上では、避難路の確保等防災対策とともに考えることも必要である。
- 今後、社会福祉施設等は、この通知を踏まえながら、それぞれの状況に応じた防犯に係る安全確保策を講じていくことが必要である。国や地方自治体においては、各施設における取組が進むよう必要な支援をすることが求められる。
- また、社会福祉施設等を利用する方が安心して生活できるように、権利擁護の視点を含めた職員への研修を更に推進することが重要である。加えて、職員が過重な労働負担等により心身ともに疲弊して孤立することがないようにすることや、共生社会について理解を深め、やりがいを持って働けるようにすること、そのほか、「ニッポン一億総活躍プラン」に

掲げる職員の処遇改善を着実に実施すること等により職場環境の改善を進めていくべきである。こうした取組を通じて、職員がいきいきと障害者へのサービスに従事できるようにすることが必要である。

そのほか、措置入院中から措置解除後の各段階において、明確な責任主体を中心として、関係者による退院後の医療等の支援が進められていく仕組みを設けることや、措置入院の適切な運用を図るために都道府県等における協議の場の設置等が提言されました。

今後現時点で浮き彫りになった課題に対する再発防止策については、厚生労働省の有識者会議（これからの精神医療保健福祉のあり方に関する検討会等）において詳細な内容を検討していくこととされています。

詳細は以下 URL をご参照ください。

[厚生労働省] ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 障害保健福祉部が実施する検討会等 > 相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チームの開催について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=373375>

2. 「社会保障審議会障害者部会（第82回）」が開催される

～平成30-32年度を期間とする「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の基本指針についての2回目の協議が行われる～

社会保障審議会障害者部会（部会長：駒村康平慶應義塾大学教授）の第82回が、11月11日（金）に開催されました。

前回、今回（第82回）と次回を含めた計3回の部会においては、平成30～32年度を期間とする第5期の「障害福祉計画」と、第1期となる「障害児福祉計画」の基本指針についての協議が行われます。前回の部会では成果目標案の項目のみが示され、具体的な数値目標案までは示されていませんでしたが、今回の部会では以下の通り一部を除き数値目標案が示されました。

（資料より抜粋、斜体部分^①は事務局による追記）

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る成果目標及び活動指標について

成果目標（1）施設入所者の地域生活への移行

〔成果目標（案）〕

- ① 平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ② 平成32年度末時点で、施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

➤ 第4期計画の目標数値は、①は12%以上削減、②は4%以上の削減であったが、施設入所者の重度化・高齢化の進行を踏まえての引き下げである。

成果目標（2） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

〔成果目標（案）〕

- ① 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
 - ② 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
 - ③ 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
 - ④ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率、入院後1年時点の退院率）
- 項目は示されたが、具体的な数値までは示されなかった。「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」の議論を踏まえて次回部会で提示される見込みである。
- ①②は、第4期計画にはなかった新たな目標である。
- ③は、第4期計画では18%以上削減であった。
- ④は、第4期計画では、「入院後3ヶ月時点の退院率」については64%以上、「入院後1年時点の退院率」については91%以上であった。「入院後6ヶ月時点の退院率」については、新たな目標である。

成果目標（3） 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

〔成果目標（案）〕

平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

- 第4期計画から変わらない。

成果目標（4） 福祉施設から一般就労への移行等

〔成果目標（案）〕

- ① 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数
平成32年度末までに平成28年度実績の【P（ペンディング）】倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。
 - ② 就労移行支援の利用者数
福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成32年度末における利用者数（サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間（暫定支給決定期間）を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者）が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。
 - ③ 就労移行支援の事業所ごとの移行率
就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。
 - ④ 就労定着支援による職場定着率
各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。
※ また、同事業の効果を検討するため、今後、長期的な定着率も集計することも検討。
- ①は、第4期計画では2倍以上であった。
- ②は、第4期計画では6割以上増加であったが、実際の平均増加率にあわせて引き下げられた。
- ③は、第4期計画から変わらない。
- ④は、第4期計画にはなかった新たな目標である。

成果目標（5）障害児支援の提供体制の整備等（>新規）

〔成果目標（案）〕

① 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

- ・ 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
なお、市町村単独での設置が困難な場合には、関係市町村の協議により、圏域で設置することもできるものとする。
- ・ 各市町村（又は圏域）に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

② 医療的ニーズへの対応

- ・ 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ・ 平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

③ 放課後等デイサービスの質の向上

- ・ 放課後等デイサービスの質の向上を図るため、平成27年4月に策定した放課後等デイサービスガイドラインを活用した成果目標について検討する。

出席の委員からは、難病患者の障害福祉サービス利用促進に向けた市町村によるさらなる周知を求める意見、福祉人材確保に係る内容の盛り込みを求める意見、地域生活支援拠点に係る成果目標は数ではなく自治体独自の指標策定とそれに基づくPDCAサイクルの構築が必要との意見、厚生労働省の政策目標と障害福祉計画の整合性を求める意見などが上がりました。

次回（第83回）部会は、来年1月6日（金）に開催されることとなりました。「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の基本指針に係る3回目（計3回予定）の協議が予定されています。

今回（第82回）の部会の資料は、以下のURLよりご参照ください。

【厚生労働省】ホーム>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会（障害者部会）>社会保障審議会障害者部会（第82回） <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000142497.html>

3. 全社協 平成27年度都道府県運営適正化委員会の実績報告について
～障害者分野の苦情が約半数を占める～

全国社会福祉協議会では、平成27年度の都道府県運営適正化委員会事業の実績報告『苦情受付・解決の状況』を10月にとりまとめましたので、その内容についてご紹介します。

運営適正化委員会に寄せられる苦情相談は年々増加し、平成27年度の受付件数は4,140件でした。分野別の内訳をみると、「障害者」2,249件（54.3%）、「高齢者」983件（23.7%）、「児童」440件（10.6%）、「その他」468件（11.3%）となっており、障害者分野が占める割合が半数を超えています。

「障害者分野」では『就労支援事業』に関する申出が810件（36.0%）、次いで『居宅介護』374件（16.6%）、『共同生活援助』194件（8.6%）、『障害者支援施設』190件（8.4%）と続いています。

苦情申出人の属性については『利用者』が最も多く半数を占めており、昨年（平成26年：1,897件(48.6%)）よりもさらに増加（平成27年：2,030件(49.0%)）しています。また、職員からの申出も昨年（平成26年：216件(5.6%)）よりも増加（平成27年：372件(9.0%)）しています。

苦情内容については「職員の接遇」に関するものが1,674件(40.4%)と最も多くなっています。また、昨年度と比較すると「サービスの質や量」「権利侵害」についての申出が増加しており、それぞれの詳細をみると「退去・サービス中止」「虐待」に関する件数が特に昨年度より増加しています。「退去・サービス中止」は平成26年度の92件（2.2%）から27年度は193件（4.3%）、「虐待」は平成26年度の68件（1.6%）から27年度は145件（3.2%）と、その件数は倍増しています。

報告では、こうした現状を踏まえ、運営適正化委員会は、福祉施設・事業所への巡回訪問や研修会の実施などを通じた苦情相談体制の整備や苦情解決状況の公表を進める等、福祉サービス利用者の権利擁護の強化、福祉サービスの質の向上に向けたはたらきかけを引き続き行っていくことが必要としています。

なお、『苦情受付・解決の状況』は以下のURLに掲載されています。ご参照いただきますようお願いいたします。

全国社会福祉協議会 [ホーム] > 全国社会福祉協議会の調査・研究報告、統計情報 > 平成27年度 都道府県運営適正化委員会 苦情受付・解決状況の概要

http://www.shakyo.or.jp/research/20161115_kujyo.html

4. 平成28年度 スーパービジョン研修会

～組織としての対応力向上をめざすスーパービジョン～ 受講者募集のご案内

福祉サービスの質の維持・向上のためには、職場において、知識や経験豊かな先輩・上司からスーパービジョンを受けることが必要ですが、スーパーバイザーの不足や不在、あるいは、スーパービジョンが職場に根付いていないなどの現状があります。

本研修会では、福山和女氏（ルーテル学院大学 名誉教授）ほか数名の講師による演習中心のプログラムによって、職員等への指導・助言（スーパービジョン）の意義や方法を学ぶとともに、スーパービジョンの組織における活用について考えます。

受講案内・申込書は、中央福祉学院ホームページ（<http://www.gakuin.gr.jp/>）から取得可能です。多くの皆さまの受講をお待ちしております。

<詳細>

- ・日 程 : 平成29年1月19日（木）～1月21日（土）
- ・会 場 : 中央福祉学院（神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44）
- ・対象者 : 社会福祉施設等の管理職員、指導的職員（120名）
- ・受講料 : 30,900円
- ・申込期限 : 12月15日（木）【11月30日（水）より延長】

- ・問合せ先：中央福祉学院（担当：金子） TEL 046-858-1355
- ・その他：事前課題と事後課題あり

5. 平成29年度 社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集のご案内 ～民間社会福祉事業職員課程・春期コース～

全社協・中央福祉学院では、標記通信課程の平成29年度受講者を募集いたします。本通信課程は、民間社会福祉事業の現場に現在勤務している職員が、社会福祉主事任用資格を通信教育により取得することを目的として開講するものです。

「社会福祉主事」は、福祉事務所の現業員や査察指導員等に必要とされる任用資格ですが、障害者支援施設や救護施設、更生施設など障害者関係・厚生事業関係施設等の多くの現場においても、職員の基礎的な資格として広く取得され、準用されています。

標記課程は、約40年の実績を有する伝統ある通信課程であり、社会福祉法人や民間企業等を含め、年間5,500名（春・秋コース通算）の方に受講いただいています。

また、本課程修了後、所定の相談援助業務に2年以上従事すると、社会福祉士通信課程短期養成施設の入学資格を得ることができます。本学院でも社会福祉士短期養成コースを実施していますので、主事資格取得後のさらなるキャリアアップを見据えた継続的な学習を計画いただけます。

詳しくは受講案内をご覧ください、是非受講をご検討ください。皆様のお申し込みをお待ちしております。

[通信課程の概要]

- (1) 受講期間：平成29年4月～平成30年3月（1年間）
- (2) 学習内容：自宅学習による答案作成（16科目）、面接授業（5日間）
- (3) 受講料：87,400円（消費税込額。添削指導料、テキスト・教材費・面接授業料含む）※面接授業時の交通費・宿泊費等は別途
- (4) 受講資格：社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉事業の届出をした民間の施設・事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた民間の施設・事業所に従事していること。
- (5) 申込期間：平成28年12月1日（木）～平成29年1月31日（火）【当日消印有効】
（定員に達し次第締め切ります。）
- (6) 申込詳細：中央福祉学院ホームページ <http://www.gakuin.gr.jp/>
- (7) 問合せ：中央福祉学院 TEL：046-858-1355